

令和8年1月21日 開会
令和8年1月21日 閉会
第 21 回
(通算第 247 回)

吉賀町農業委員会会議録

吉賀町農業委員会事務局

吉賀町農業委員会告示第 1 号

吉賀町農業委員会を次のとおり招集する。

令和8年1月6日

吉賀町農業委員会 会長 齋藤 学

- 1 日時 令和8年1月21日
2 場所 吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

第 21 回吉賀町農業委員会会議録	
招集年月日	令和8年1月21日
招集の場所	吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室
応招委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 4番 田村 薫平 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用 最 適 化 推 進 委 員</p> <p>河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太</p> <p>澄川 敦馬 田中一成 田淵 文雄 右田 巧</p> <p>本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
不応招委員	なし
出席委員	<p>会長 齋藤 学 代理 河野 達</p> <p>2番 河上 政義 3番 森下保 5番 尾崎 勝典</p> <p>6番 米田 浩司 7番 橋本 修治 8番 河野 雅俊 9番 藤井 和子</p> <p>10番 見川 恒栄 11番 山根 里馬</p> <p>農地利用 最 適 化 推 進 委 員</p> <p>河口 貴哉 菊池 美和 齋藤 一政 杉ノ内 孝太</p> <p>澄川 敦馬 田中一成 右田 巧</p>
欠席委員	<p>農地利用 最 適 化 推 進 委 員</p> <p>4番 田村 薫平</p> <p>田淵 文雄</p> <p>本廣 順保 安永 桂 米田 銀次郎</p>
欠 員	なし
本回の議長	会長 齋藤学
本回到職務のために出席したものの職氏名	事務局長 堀田 雅和 事務局員 齋藤 真央
開 会	議長は 9時00分 開会を宣告
閉 会	議長は 9時10分 閉会を宣告
本回提出議案及び日程	別紙のとおり
議事録署名委員の指名	見川 恒栄 山根 里馬
会期の決定	令和8年1月21日
開 議	令和8年1月21日
備 考	

第 21 回農業委員会
(通算第 247 回)

令和8年1月21日

吉賀町役場 柿木庁舎 2階大会議室

開会

会長挨拶

議案

議案第1号 非農地証明書の交付申請について

事務局	<p>本日欠席の委員さんは、田村委員さんと田淵さん、安永さん、米田銀次郎さん、本廣さんで、農業委員さん12名の内11名出席という事で、会議が成立していることを、ご報告いたします。</p> <p>それでは、会長にご挨拶いただいて、引き続き、議長として議案審議に移っていただけたらと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>議事録署名委員として見川委員、山根委員を指名します。</p> <p>議案第1号 非農地証明書の交付申請について、を議題といたします。事務局、説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案第1号について説明します。</p> <p>非農地証明とは、登記上の地目が農地（田、畑など）になっているにも関わらず、現況では山林化や原野化している場合に、その土地が農地ではないことを証明するものです。この証明書を発行したら所有者が法務局で地目変更の手続きができます。</p> <p>農地の所在は〇〇番1、地目が田、他合計5筆、合計面積〇㎡です。所有者は〇〇さんです。非農地の事由は長年耕作しておらず、山林化しており、耕作は不可能であり、農地への復旧も困難であるためです。</p> <p>非農地の手続きの流れは、このあと議長から3名の委員さんを指名していただき、3名で現地確認をして非農地ということが認められたら、事務局から非農地証明書を出すことになります。</p> <p>以上よろしくお願いします。</p>
議長	<p>はい、それでは今事務局から説明がありましたように、非農地証明の現地調査の3名を指名をいたします。1名の方、橋本委員さん、もう1名は杉ノ内委員さん、それから齋藤一政委員さん、この3名の方によって、非農地証明の現地の確認をよろしくお願いします。書類等につきましては事務局の方から後ほどお渡しをいたします。で、またその現地確認等々ができましたら来月の農業委員会の総会にてご発表をいただく、という形になります。そういう運びになりますが、この非農地証明等々について、ご質問等々はないですね？はい、それでは3名様、お忙しい中ではありますが、よろしくお願いします。以上第1号議案終わります。</p> <p>それでは、次に報告事項に入ります。</p> <p>報告第1号 農地法第18条第6項の規定による届出について、事務局より説明をお願いします</p>

事務局	<p>2 ページをご覧ください。この農地法第 18 条第 6 項の届出は、農地の貸し借りがされていたものが解約された案件の届出です。</p> <p>1 番は注連川で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は所有者の申し出によるそうです。</p> <p>2 番は〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は所有者の申し出によるそうです。</p> <p>3 番は上高尻で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は規模縮小です。</p> <p>4 番は立戸で〇〇さんから〇〇さんに貸されていた農地の解約となります。理由は規模縮小のためです。</p> <p>5 番以降 8 番までは、同じく〇〇さんの解約となります。</p> <p>場所は立戸ですが、地番の読み上げは省略します。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	<p>1 8 条の関係の説明は終わりました。また、この特に立戸についての〇〇さんの解約につきましては、また戻った水田については個人で耕作される、という事でございます。</p> <p>全体で何かご質問がありましたら、お受けいたしますが</p>
森下委員	はい
議 長	どうぞ
森下委員	<p>2 番の〇〇さんの関係なんですけど、これ届出まで約 1 年、解約成立からありますけど、その辺は、どういう経緯で 1 年もかかったのですか。何か問題か何かあったのか。その辺だけ確認を。</p>
事務局	<p>今の森下さんの質問は、解約届出日が令和 7 年 12 月 17 日ですが、解約成立日が令和 6 年 12 月 31 日で、1 年たって届け出が出たのはどうしてか、というご質問です。〇〇さんと、この解約についてお話ししたんですけど、〇〇さんと解約の話がされていた、との事なんですけど、その後、〇〇さんがお亡くなりになってしましまして、その関係で〇〇さんも、気を使われて、結局〇〇さんの奥さんと、書類のやり取りはしたそうなんですけど、その為に、届出が遅れたという事です。</p>
森下委員	はい、分かりました。

議長

はい、よろしいですか？他にございますか？

以上、提出しました議案につきまして、終了したいと思います。

午前 9 時 10 分閉会